

第 11 回 青森県環境審議会

日時：平成 22 年 8 月 27 日（金）
午後 1 時 30 分～午後 3 時 15 分
場所：青森国際ホテル 2 階「春秋の間」

（司会）

お揃いになりましたので、ただいまから第 11 回青森県環境審議会を開会いたします。
会議に入ります前に、本日の会議の成立について御報告を申し上げます。

会議の成立は、青森県附属機関に関する条例により、委員の半数以上の出席が必要となっておりますが、本日は全委員 31 名中 24 名の委員に御出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、環境生活部越前次長から御挨拶を申し上げます。

（越前環境生活部次長）

環境生活部次長の越前でございます。名古屋環境生活部長に代わりまして一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様、本日は御多忙にも関わらず御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本県は、世界自然遺産白神山地をはじめ、十和田八幡平国立公園、津軽及び下北半島国立公園、ラムサール条約登録湿地仏沼など優れた自然環境に恵まれ、そこに生息・生育している野生生物についても希少価値の高い種が多数見られます。これらの希少野生生物を保護・保全し、かけがえのない自然を次世代に引き継いでいくのは私達の世代の責務でございます。

このため、県といたしましては、青森県基本計画「未来への挑戦」に基づき、恵み豊かな自然の保全と適正な利用を進めるとともに、生物多様性の確保を図りながら暮らしの中で自然のすばらしさを実感できる環境づくりに取り組んでいるところでございます。今後とも環境行政の充実に努め、本県が誇る四季が織りなす美しい風景と豊かな自然環境を後世に継承していきたいと考えております。

本日の審議会では、「恐山鳥獣保護区恐山特別保護地区指定計画書（案）」について御審議をいただいた後、「青森・岩手県境不法投棄事案」についての御報告をさせていただくこととしております。

委員の皆様には、忌憚のない御意見、御提言を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶といたします。

(司会)

本日は、今年度最初の審議会でございますので、県側の出席者を紹介させていただきます。

環境生活部 越前次長です。

県境再生対策室 山田環境再生調整監です。

自然保護課 岡田課長です。

同じく自然保護課 村上自然環境グループマネージャーです。

同じく自然保護課 角谷自然公園グループマネージャーです。

県境再生対策室 西谷総括主幹です。

私は、本日の司会を務めさせていただきます環境政策課 低炭素社会推進グループマネージャーの澤田でございます。よろしくお願いいたします。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。

会議次第、出席者名簿、両面コピーになっていると思います。今日は資料の方に、出席者 25 名となっておりますが、No.13 の佐藤委員が欠席となっております。次に、席図、配付資料一覧。それから前もって皆様に送付しております諮問案件の資料 1 から 4 まででございます。そして追加の資料として資料 5、県境産廃の推計量の見直しと対応についてでございます。

過不足等、ございませんでしょうか。

それでは議事に入ります。審議会の運営につきましては、青森県附属機関に関する条例に基づき、会長が議長となって会議を進めることになっておりますので、以後の議事進行は藤田会長にお願いいたします。

藤田会長、どうぞよろしくお願いいたします。

(藤田会長)

どうも、こんにちは。よろしくお願いいたします。

それでは、まず議事録署名者を指名させていただきたいと思いますが、署名者は八戸工業大学の熊谷先生と青森大学の関先生ですが、よろしいでしょうか。

お二人を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、諮問書をお受けしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(越前環境生活部次長)

青森県環境審議会会長 藤田均殿

青森県知事 三村申吾

諮問書

次の事項について諮問します。

恐山鳥獣保護区恐山特別保護地区指定計画書（案）について

諮問理由

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項の規定に基づき、恐山鳥獣保護区において特別保護地区を指定したいので、これについて意見を求めるものである。

どうぞよろしくお願ひいたします。

(藤田会長)

ただ今、知事から諮問書をいただきました。「恐山鳥獣保護区恐山特別保護地区指定計画書(案)について」です。

それではさっそく審議を始めたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

(岡田自然保護課長)

改めまして、本日の諮問案件に係る御説明をさせていただきます自然保護課長の岡田と申します。よろしくお願ひいたします。

以下、着席のまま失礼いたします。

本日は、諮問案件として「恐山鳥獣保護区恐山特別保護地区指定計画書(案)」について、御検討をお願いするわけですが、資料につきましては、予めお送りしましたものに沿って御説明をさせていただきます。

それでは資料 1 ですが、これは今後、今日の御審議をいただいたものを踏まえて国への提出書面になりますし、県としての告示の土台にもなる資料ということでございます。これが基本になるのでございますが、今日の御説明の上では、資料の 2 で御説明をしたいと思ひます。

それでは資料 2 ですが、「計画書案の概要」1 ページ目をお開きください。

本日の御説明に入ります前に、鳥獣保護区制度について概略を少し御説明させていただきます。昨年も、この時期に開かれました第 8 回環境審議会で別の地区について御検討をいただきました。今回も基本的に同じ話ですが、本日の御検討をいただく前提として何点かを確認させていただきます。

鳥獣保護区とは、ということで、資料 2 の 1 ページを御覧ください。まず「概要」についてですが、環境大臣又は都道府県の知事は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」第 28 条の規定により、鳥獣の保護を図る必要があると認める時は鳥獣保護区を指定することができます。

さらに、次の第 29 条では、鳥獣保護区の区域の中でも特に鳥獣の保護又は生息地の保護を図る必要のある区域を特に特別保護地区ということで指定することができるかとされてございます。この特別保護地区の指定に当たりましては、国指定のものについては中央環境審議会の、また各都道府県指定のものについては当該都道府県の環境審議会の諮問・答申を要することになってございます。

本日は、御案内のとおり、県が指定することとなる恐山の特別鳥獣保護地区でございま

すので、本審議会にて御承認をいただきたく、御審議をお願いしたところです。

そこで、本県の鳥獣保護区について触れさせていただきますが、全部で88ヶ所、面積にいたしますと13万2千ヘクタール、このうち特別保護地区は11ヶ所、2万2千ヘクタールとなっております。ちなみに、国では鳥獣保護区の指定の目安とする指定基準を示してございますが、これによりますと森林面積1万ヘクタールにつき1ヶ所くらいは設置なさい、あるいは、面積については1ヶ所について300ヘクタール以上ほどの広い面積を設置しなさいというような努力規定を定めてございます。

これに本県の場合を照らし合わせますと、本県の森林面積の総面積は大体63万6千ヘクタールとされてございますので、国の基準に当てはめますと64ヶ所程度あれば国の基準に大体見合うこととなります。また、それぞれの鳥獣保護区的面積を合わせた総面積にいたしますと、1万9千ヘクタールというのが1つの目安でございますので、この水準からみますと全国水準は上回っているということでございます。

参考として、隣の岩手県、あるいは秋田県と比べましてもほぼ同じくらいか、やや本県の方が厚くしているのかなと自負はしてございます。もちろん、岩手県は森林面積が我々の県よりも倍くらいありますので、箇所数では岩手県は多いのですけれども、密度ということでは北東北3県同じような感じで、全国的にも厚い守り方をしているという理解でいいのかなと思ってございました。

次に、このページの第2、「存続期間」についてでございます。鳥獣保護区の存続期間は、法律の第28条7項の規定で20年を超えることができないとされてございますが、更新は可能とされてございます。今回は、存続期間を最長である20年に設定したいと考えてございます。

このことにつきましては、利害関係者の方々の御意見を踏まえたものでございますし、また、平成20年3月にこの環境審議会場で御審議をいただき策定いたしました各鳥獣保護区の指定のベースになるところの第10次鳥獣保護事業計画にそったものとなっております。

恐山特別保護地区につきましては、昭和55年に県の設置した鳥獣保護区として指定を受けてございます。歴史を顧みますと、昭和25年くらいから国が設置したようでございますので、戦後ずっとここは鳥獣保護区として厚く守ってきたという理解で間違いないと思えます。これまで県設置として昭和55年以降、ほぼ同じような形で存続期間を延長し現在に至っておりますが、今回の指定計画も、これまで同様に実質的には存続期間の延長ということでございます。

次に、3の「区域内での制限」ということでございます。鳥獣保護区、特別保護地区ともに区域内での鳥獣捕獲が禁止されるというのはもちろんでございます。さらに、今日御審議をいただきます特別保護地区というものでは、これに加えて、この紙面にございますが、水面の埋立て又は干拓など、1～4までに掲げる行為についても県の許可を要する地区になります。

次に、4の「有害鳥獣による被害の対策」についてでございます。鳥獣保護区については、原則として鳥獣捕獲が禁止されるというのは言うまでもないのでございますが、区域内に生息する鳥獣によって近隣の農林作物に甚大な被害があった場合に、これはやはりいろいろ支障もございますので、市町村長の許可を受けて、鳥獣を捕獲できるということは可能になってございます。

このページの最後でございますが、5の「その他」についてでございます。特別保護地区の指定に当たりましては、所管するその現場であるところの市町村長、主な土地所有者、猟友会、野鳥の会等、利害関係者から意見を聞く公聴会の開催が義務付けられてございます。本日の案件につきましては、7月23日に県むつ合同庁舎、むつ市にございますけれども、こちらの場で公聴会を開催いたしました。むつ市長をはじめ関係者の皆様からいずれも賛成という御意見を頂戴しておりますので御紹介をさせていただきます。御意見の中味については、ページが飛びますけれども6ページに一覧の形で載せてございましたので、後ほど御覧をいただければと思います。

また、法律の条文も7ページ、8ページに載せてございます。

さて、それでは次に2ページを御覧いただきたいと思います。ただ今、御説明いたしましたけれども、こういうような鳥獣保護区制度のあらましを御確認いただいた上で本日の案件に入りたいと思います。

まず、1の(2)「特別保護地区の区域」についてでございます。恐山鳥獣保護区のうち、宇曾利山湖の湖面全域ということになります。図面上で確認いたします。5ページをお開きいただけますでしょうか。ここに、白黒でございますので分かりにくいところがあるかと思いますが、いわゆる恐山地区の真ん中に宇曾利山湖という湖がございます。斜線を引いてございます、ここが特別保護地区に指定する部分でございます。それと、周りに80、81と番号を付けてございますが、これは国有林の林班番号だそうですけども、この太線で囲まれた地区が恐山鳥獣保護区の全体ということになります。総面積は2,700ヘクタールほど。この中で恐山特別保護地区は斜線を付している部分で252ヘクタールとなっております。この図の中で①、②と番号を付けてございます。これが資料3の現況写真を撮った場所ということでございます。

そこで、今のページをそのままにしておいていただいて、資料3の現況写真を御確認いただきたいと思います。

資料3の1ページ、ここは屏風山の恐山展望台という場所から写真を撮りました。恐山の現況を撮るのが難しいのでここから撮ったのですが、これでも湖の半分くらいしか写ってございません。②の写真はちょっと拡大したような形でございます。この宇曾利山湖はカルデラ湖と地質的には言えるんですけども、外輪山に囲まれた特徴的な姿が分かるかと思います。次の③の写真でございますが、むつ市の市街地から恐山に入りますと、鬱蒼とした国有林に囲まれた道がございます。そこを抜けて坂道を上っていくのですが、そこからやや下がったところから視界が開けてまいります。その入口部分の写真でござい

す。この③の写真の奥の方に構造物が見えますが、ここがいわゆる恐山の霊場ということになります。そして④の写真がその辺りの湖岸でございます。

次に、⑤、⑥の写真が、横にずらっと流していった写真ですが、⑤のやや大きな山、これが標高 827.7 メートルの大尺山で、この外輪の中では一番大きい山です。⑥の写真でございますが、手前の方から沢水が湖面に流れているというところでございます。これを、次のページ、⑦に拡大をしております。真ん中の白っぽいのは硫黄を含んだ白く濁った水が流れているということでございます。御存知かと思いますが、宇曾利山湖は大変酸性度の高い湖でございます。pH で言うと 3～4 程度と言われてございますが、こういうような沢から入ってきた酸性度の高い水だとか、あるいは湖底辺りからもやや酸度の高い火山性のものが出ていますので、酸性度が高くなっております。

⑧の写真、ここが、いわゆる恐山霊場の駐車場に近いところでございます。この写真を撮ったのは5月の中旬でございましたので、あまりお客様のいない時期でございますが、後ほど紹介をする7月の恐山大祭の時期、あるいは、10月に入りますと恐山の秋詣りがございまして、全国からお客様がいらっしゃるといようなところでございます。

次は、5ページの⑨からでございますが、恐山の霊場付近の写真でございます。⑩あたりまでで見ますと非常に人工構造物が多いように見受けられるところもございまして、湖岸全体を見ますとこういうような人の手を加えたところのごく一部という状況であります。

7ページになりますが、⑬は対岸を見たところ、⑭は霊場付近でございます。そして8ページ、⑮の写真でございますが、ここは霊場とは全く対岸のところ、湖面全体を見ますとこういうところがむしろ多いのでございます。これは湖畔の葦などが繁茂している状況ではないかなと思います。⑯、この辺りが餌場になっているところでございます。カヌムリカイツブリやオシドリ、オオバンといった鳥類の貴重な生息地になっているという所かと思えます。

次に9ページの⑰の写真。これは鳥獣保護区を示す案内板です。メンテナンスはしていますが、下の方に草が被さっております。なかなか植物の生長の勢いが良いのですが、これからも心がけてメンテナンスをしていきたいと思えます。⑱の写真は特別保護地区、今日御審議をいただく鳥獣保護区の中でも特別保護地区ということを示す赤い看板でございます。今回、特別保護地区、湖水面だけでございますから、こういう緑のところはこの木も含んでという印象になるかと思えますが、湖水に看板を立てるのは難しいので、非常に湖面に近い遊歩道に、この水面のところを特別保護地区なんだよということを示すようなことで対応をしております。

次に10ページでございますが、⑲、⑳につきましては湖面に沿って遊歩道があるのでございますが、そこをゆっくり歩いて1時間程の所、このあたりの現況でございます。㉑辺りはミズバショウかと思うんですけども、こういう群生地も見られます。特別保護地区、湖面を巡る所は非常に植物相も豊かであるという状況かと思えます。

資料3は以上でございます。恐れ入りますが、資料2の2ページにまたお戻りいただき

ます。

説明としましては（４）の「特別保護地区の指定区分」というところでございます。野生鳥獣の保護・繁殖を目的とします鳥獣保護区につきましては、場所によって、具体的に目的別の指定区分が設定されてございます。この資料、朱書きで入れてございましたけれども、①の「森林鳥獣生息地」という区分から④の「希少鳥獣生息地」まで性格づけがされてございますが、この恐山につきましては森林鳥獣生息地というところに着目をしての保護区指定ということになります。

資料２の３ページに移らせていただきます。２の「特別保護地区の保護に関する指針」を御覧ください。この指針とは、基本的な考え方ということでございます。内容はいずれも従前と同様でございますが、１として、現状のままの保全を基本とすること、２つ目として、現場を確認、現場巡視を通じた区域内の鳥獣の生息状況を把握することに留意すること、そして３つ目として、地元の市町村、森林管理署などの関係機関と連携をした取組を旨とすること。このような３つの方針に沿いまして、今後保護にあたっていくという基本的な考え方を示してございます。

次に、同じページでございますが、３の「特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積」についてでございます。指定するのは宇曾利山湖の全水面 252 ヘクタールでございます。再三申しましたが周辺の林野等は特別保護地区には含みません。所有者の形態としては公有水面、国が元々持っているもの、それを県が管理しているということでございます。この区域は自然公園法は「下北半島国定公園」の第１種特別地域という指定もされてございまして、周辺林野の一部については同じく自然公園法上の特別保護地区に指定されてございます。

また、同じくこの周辺林野の一部につきましては、自然公園法とほぼ重複いたしまして森林生態系の保護地域としても指定されてございます。森林生態系保護地域につきましては、国有林の保護林制度の１つでありまして、原則として千ヘクタール以上の大規模な原生的な天然林などを保全するという主旨で法的な保護をかぶせております。本県では、この恐山の地区と白神山地、この２ヶ所が指定されております。全国では 26 ヶ所くらいでございますが、その中で本県は 2 ヶ所も指定されております。

次に、４の「指定区域における鳥獣の生息状況」でございます。ここで当該地域の概要を何点かに絞って説明をさせていただきました。

ここで、大変申し訳ございませんが資料の訂正をお願いいたします。今御覧になっている３ページの下から４行目でございますが、植物相の概要の中で何種か特徴的な植物を記載しております。その中でヒメカイソウと書いたものがございます。これは長尾委員から御指摘いただきましたが、ヒメカイソウではなく、ヒメカイウ（姫海芋）が正確でございます。お姫様の姫に海、そして芋と書くのだそうでございます。資料１にも同様に記載した箇所がございますので、口頭で大変申し訳ございませんが修正させていただきます。

それでは、４ページを御覧ください。（２）「生息する鳥獣類」のところでございます。

この恐山特別保護地区は湖面のみの指定ですので、該当する獣類は無く、鳥類だけの指定となっております。記載している鳥類については、「日本野鳥の会あおもり」の御協力をいただきまして、直近のものを調査させていただきました。生息する主なものをここに記載しております。特に名前の頭のところに○印を付しているものは、通年的に見られる留鳥、ずっと留まっている鳥で、その中でもごく一般的に見られるものを示しております。ここでは、特にカルガモ、カワウ、アオサギに○印を付させていただいております。ということでございますが、写真で御紹介をしたいと思っておりますので、資料4を御覧ください。

資料4の1ページ、カモ類でございますが、カルガモ、これは留鳥でございます。それとマガモ、これは冬に訪れると思われま。そしてオシドリは、通年的に見られる留鳥だと思います。

2ページ目、スズガモ、ヒドリガモ、ホオジロガモです。この中で、ヒドリガモにつきましては、この辺りで最近非常に見られるという御報告もありましたので、今回新たに資料に記載させていただきました。

3ページでございますが、ここにはキンクロハジロ、これは冬訪れるようでございます。ホシハジロ、ミコアイサ。ミコアイサにつきましても、これは今回新規に記載させていただいております。白いきれいな鳥でございます。冬訪れるということだそうでございます。

4ページでございますが、アオサギ、これは通年的に見られます。オオバン、今回新たに記載させていただきましたものの1つでありまして、夏の時期、この時期にまだ見られるのかなと思っております。

5ページ目、ハジロカイツブリ、カンムリカイツブリです。ハジロは冬、カンムリは夏というような形になると思っております。この中でカンムリカイツブリは県のレッドデータブックにも記載されております。県内では生息・生育を存続する基盤が脆弱な野生生物とされ、貴重な種と捉えてございますので、このような貴重な種も恐山の宇曾利山湖に生息しているということで注目していただければと思っております。

次に、話が長くなって大変申し訳ありませんが、今度は、7月に私ども事務局が現場に行きまして、写真をいくつか撮ってきましたので御紹介したいと思います。最近は何れも、私どもも折角撮ってきたものなので、御紹介をさせていただければと思っております。

この図は鳥獣保護区の全県的な配置を示したものでございます。これは写りが悪くて、私どもの技術の限界でございます、ここはお詫び申し上げます。印刷物もございまして、御興味のある方は後ほど事務局へ御連絡ください。この中で比較的赤色の部分が鳥獣保護区と特別保護地区でございます。先ほど88ヶ所と申し上げました。県設置が85、それと国設置が3ヶ所。それでトータル88ヶ所でございます。この赤色は非常に見難いのですが、紙面の中ではもう一つ、ちょっと濃くなっているのが特別保護地区でございます。緑色の部分が見えますでしょうか。これは休猟区、季節といいますか、ある一定の期間を決

めまして猟を休む区域でございまして、設定期間は3ヵ年程度ということになっております。また、青色で示しているが鉄砲での狩猟を禁止している区域、これは特定猟具使用禁止区域と申し上げるのですが、そのような地区も全県的に配置してございます。これは10年くらいのスパンで考えております。あと、1ヶ所黄色がございまして、これは小川原湖でございまして。ここは鉛の散弾、これを規制している区域ということでございまして。今日は鳥獣保護区の御説明なんですが、今申し上げたような休猟区だとか、そういうような仕組みも踏まえまして全県的に鳥を守り、あるいは資源を守るということをやっております。

次の写真は宇曾利山湖の地図でございまして、赤色の実線部分がございまして、このところを一応探検と言いますか、歩いたところでございまして。小一時間ほどのコースになります。撮影日は7月22日、恐山大祭の日で非常に暑い日でございました。それでも、林の中に入りますとすごく涼しい感じがしまして、森林の持つ冷涼効果といいますか、癒し効果みたいなものはあるんだと、私、山歩きの素人なんですが非常に改めて感じたと思います。

今、御覧になっている所は遊歩道の始まりのポイントです。ここに下北森林管理署が看板を設置しております、先ほども申し上げました森林生態系保護地域であるということを示してございます。ここはブナとヒバの混交林ということで、非常に原生林としての価値があるということで、このような保全もしてございます。

次の写真を御覧ください。ここでは湖岸に沿って遊歩道があり、そこに沿ってこれから入っていきまして、鬱蒼とした木々の状況が見て取れるかと思えます。原生的に保全をするということで、今の写真、御覧のとおり倒木をそのままにしてございます。ここは先ほど申し上げた原生林的な保全を旨とするので、こういうようなやり方をしております。基本的に手を加えないと、必要限度のものに抑えているということです。

次の写真はちょっと分かりにくいのですが、倒木、根こそぎ落ちたような状況なんです。こういうものもございました。

次の写真は多分ヤチダモだと思っておりますが、白くなっています。立ち枯れ状態です。原因ははっきりとは分からないのですが、現地に非常に詳しい日本野鳥の会あおもりの今事務局次長さんによりますと、おそらく水はけが悪いためこうなっているのではないかというお話でございました。

次の写真を御覧ください。魚は鳥獣保護とは別立てでございまして、ここはウグイが棲息しております。ウグイというのはどこにでもごく稀でなくいる魚ですが、非常に酸性度の高い宇曾利山湖に棲息するというので、非常に特徴的なものだということで、これを紹介する看板がございまして。

次の写真を御覧ください。先ほどの資料の中で、白く濁った沢水が湖水に流れ込むものを見ていただいたんですけども、遊歩道に沿っていきまして、非常にいろんなところから沢水が入っています。その大半はこんな感じで非常にきれいな清涼な水です。

次の写真を御覧ください。これは、その沢水が入る所に、所々、木の橋、簡単な橋があるのですが、その木の橋に上ってちょっと覗いてみたところ、ウグイが棲息してございました。ウグイはこういう沢水を上って産卵しているとされているようでございますので、こういうところでの生長なのかなと考えられます。

次の写真はピントがぼやけて申し訳ないのですけれども、多分これはイトトンボだと思いのですが、この日は非常にトンボがおりました。青い非常にきれいなトンボが飛んでございました。

次の写真でございます。今度は遊歩道に沿って歩いているとこんなものがありました。これはクマの糞だと思えます。まだあまり乾燥しておらず、グニャグニャしてましたので、あんまり時間もなくて来ているのかなということでございます。今年は、新聞紙面でよく皆さん御覧になっているかと思いますが、食害が非常に叫ばれています。

これは、今年になって特に多いということではございません。例年ベースかなと私どもとしては思っておりますが、こういう所にもクマがいるので、クマとヒトは共存することが必要なのかなと思ってございました。クマ鈴を付けて我々も歩いたしだいでございます。

次の写真からは葦原と言いますか、湖岸の状況がいくつか続きますが、

次の写真もやはり、こういうような水草、菖がございまして、非常に鳥の棲む良好な環境なのかなと思えます。

次の写真も同じく、こんな状況でございます。写真ではよく分からないのですが、この向こうのやや明るい所に、私ども双眼鏡で見ましたらいろんな鳥がいるのを確認できました。もちろん、林道の中でも鳥が鳴いている声が非常にさわやかに聞こえてございました。

次の写真は林の中に設置してある大きな看板でございます。先ほど、冒頭の所にあったものとほぼ同じ所でございますが、こういうような生態系保全地域であるというところを示したものでございます。

次の写真を御覧ください。この地点から先はこんな林道になってございまして、やや、この道は湖面から離れますので、ここで私どもの行程は終わっております。非常に鳥の音が聞こえました。

次の写真を御覧ください。これも林道の一部でございます。

次の写真は、場所的には冒頭の所に戻ったのですが、林道のスタート地点に設置しております看板でございます。内容としましては、「森林生態系保護地域のため車両の進入を禁止する」ということ、あるいは「入林する場合は遊歩道を利用すること」などが記載されておまして、ここは森林管理署、むつ市教育委員会、私ども自然保護課が昔これを設置したものでございます。こういうような注意喚起をしておりました。

次の写真、ここは林道を閉鎖している状況でございます。本当の必要最小限の車の入り込みというのはあるのでございますが、基本的にはここは進入禁止ということで、こういうガードを作っております。

次の写真を御覧ください。続きまして宇曾利山湖に生息します鳥類を、日本野鳥の会あ

おもりの今さんに撮影していただいた写真を御紹介いたします。ここに紹介する写真は、宇曾利山湖の現場で撮影したものも含めまして、県内外で撮影したものも一部ございます。これはカルガモのつがいでございます。これは現場で撮ったと思います。

次は、マガモのつがいでございます。

次は、オナガガモでございますね。

次は、コガモ。

次は、スズガモ。

次は、ホオジロガモ。先ほど資料で見ていただいたものより大きくなっているの臨場感があるかと思えます。

次は、キンクロハジロ。

次は、カワウの群れ。カワウは私どもも双眼鏡で見ました。

次がアオサギ。これはちょっと違う場所かもしれませんね。

次がカイツブリでございます。

そしてオシドリのつがい。これは現場かと思えます。

次は、オオバン。宇曾利山湖で撮ったものでございます。

次がカンムリカイツブリ。非常にカンムリというのがよく見える写真かなと思えます。これは現場で撮った写真でございます。

以上でパワーポイントによる説明を終わります。画像を終わります。

今度は資料2に戻らせていただきまして、4ページに戻ります。

最後のところだけ確認でございますが、「施設整備に関する事項」ということで、さっきの写真の中にもあったかと思えますが、鳥獣保護区の制札、看板的なものとか案内板だとか、こういうものが現場にございます。一部古くなったものもございますので、これから予算の範囲ではございますけれども、あまり遅くない時期に最低限の整備はしていきたいと思っております。

御覧のとおり、御説明を縷々申し上げましたけれども、宇曾利山湖は全国でも稀な珍しい酸性湖であるという特徴もございます。周囲を取り囲む森林についても自然公園法ですとか森林生態系ですとかで厚く保護しているような非常に自然の厚い地区でございます。ここに生育・生息する鳥類につきましても、再三申し上げましたカンムリカイツブリをはじめオシドリ、オオバンなど貴重な繁殖地でもございますので、極めて重要な地区、区域と考えております。

事務局といたしましては、今後とも鳥獣保護法等の法令を遵守いたしまして、適正に管理してまいりたいと考えておりますので、引き続き特別保護地区に指定していただきたく、御審議、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、本日、予め御意見を頂戴してございましたけれども、各委員の皆様から特段、先ほど長尾先生のものを除きましてございませんでしたので、併せて御報告をさせていただきました。

御清聴、ありがとうございました。

(藤田会長)

御説明、ありがとうございました。

それでは、これから審議していきたいと思いますが、確認ですが、いつからいつまでの延長になるわけでしょうか。

(岡田自然保護課長)

これは資料1の2ページ、(3)の特別保護地区の存続期間として、私ども事務局としましては平成22年、今年の11月1日からの20年間ということをお願いしたいと思います。

(藤田会長)

分かりました。中味的には、ここの宇曾利山湖の特別保護地区を、ここにあります先ほど御説明されたように平成22年11月から平成42年10月末まで延長するということが今回の審議案件かと思いますが、御意見がありましたらお願いいたします。

私は、事前に現場を見せていただいたんですけども、先ほどの御説明で確認したいのですが、宇曾利山湖というのは国定公園の公園計画上は第一種特別地域ですよね。特別保護地区ではないと思ったんですけども、よろしいですね。

(岡田自然保護課長)

はい、そのとおりでございます。湖水面につきましては自然公園法の中では重いと言いますか、規制の厳しいものから特別保護地区、そして普通の保護地域の中で一種、二種、三種、そして普通地域というような規制の程度の差がございます。湖水面については上から二番目の第一種でございます。

(藤田会長)

分かりました。その第一種特別地域が鳥獣保護区上は特別保護地区ということで、この湖面だけが特別保護地区になっています。

御意見、ありませんでしょうか。

現場を見ながら、周りの自然もすばらしいので拡張もというようなことも担当者に尋ねてはみたのですが、一番最初に事務局からの御説明にありましたように、青森県としては鳥獣保護区が基準以上に指定されているといったようなこと、それからあまり指定してしましますと害獣駆除のこともありますので、このようなところかなというふうには思いますが。

どうでしょうか、何でも結構ですが。

青山先生、何かありますか？ないですか。

では、山下先生、どうぞ。

(山下委員)

先ほど林道が出てきたんですけれども、この周辺の国有林の状況は元々どうで、今どういう状況になっていて、すると、今回のこの件とどんなふうに説明が結びつくのか教えていただければということが1つと、それから、ここにお寺さんがあって、いわば信仰と観光の場所と隣接して、一時的には非常に沢山の負荷がかかる所だと思うんですけれども、そのことの関係というのは特に問題ない所なんですか。

(岡田自然保護課長)

鳥獣保護という観点で申しますと、ここは全体として周辺の森林も含めまして鳥獣保護区であることには間違いがないので、その中で工作物の新築だとかそういうものにまで規制をかける部分が特別保護地区になるのでございますが、そういう面でいうと周りの森林についても鳥獣保護区でございますので鳥獣を保護するという点において同じということでございます。

それと自然公園法の関係なのかと思うのですが、ここは非常に恐山ということで古より霊験あらたかな土地柄でございます。そこに霊場が昔からございますので歴史的にあるものについては自然公園の中でも既存のある物としてその景観も含めてあまり改変が無いように、その佇まいが残るようにということもございます。周辺景観との調和を見ながら利用していくということで今のゾーニングになってございます。

お答えになっておりますでしょうか。

(山下委員)

施業がどうなっているのかということなんですが。

(自然保護課 村上総括主幹)

ここは、いわゆる下北の方はヒバの地帯でございまして、かなり大きなヒバが残っている、あるいはブナとの混交林ということで非常に珍しい生態であるということで、国有林でも学術的にここを保護するという点で、いわゆる一般の山のように伐採をするという山にはなっておりません。

ですから、国有林上では保護林という設定です。保護林にもいろいろ研究する場所などありますが、地種によって、ここは森林生態系保護地域ということでかなり手を付けないという場所で従前から継続されている場所でございます。

(針生委員)

追加しますと、自然保護課さんで調査されたところは、東北遊歩道として、前は一周す

る形で遊歩道があったようですが、今は、先ほど行った場所から先は全然メンテナンスされていないために、利用されていないということです。

それから、遊歩道の行った部分から、遊歩道から湖面までの間は、昔、東北電力で正津川発電所という水力発電所がありました関係で、東北電力のいわゆる用地となっていることを付け加えさせていただきます。

(藤田会長)

いろいろと重なって指定されていますが、それはお互い話し合っ、あまり齟齬を来さないようにしているということで、国有林であっても木は切るというわけでもありませんし、保護林になっていましたから、生態系保護林ですね。ですから、国有林の方は鳥獣保護という面での協力は得られているんだらうと。それから恐山の霊場の方は、もちろん鉄砲なんていうのは禁止になっています。鳥獣保護法上、人が集まるような場所は銃の使用禁止地区になりますので、その辺も鳥獣保護区からは除かれておりますが問題ないというふうに考えられます。

よろしいですかね。

他に何かございませんか。皆さんも多分行かれたことがあるだらうと思いますが。要はpHが3.2のようなところにウグイなどがいるということ。そこで野鳥が多く生息しているということで世界的に見ましても珍しいところなので、ここが鳥獣保護区特別保護地区になっているわけです。

それではあまり御意見がもう無いようですので、期間の延長ということだけでもありますし、意見が無ければこのまま認めたいと思いますが、御異議ありますか。

ありませんでしょうか。

ありがとうございます。それでは原案のまま期間の延長を認めるということにしたいと思います。

それでは、そうなりますとその旨、答申したいと思います。事務局で整理をする関係で、休憩を挟みますか。何分くらい休みましょうか。

(事務局)

10分の休憩をお願いいたします。

(藤田会長)

それでは、このまま認めるのですが、10分休憩ということですから、今2時26分ですから2時35分まで休憩したいと思います。それでは事務局の方、よろしくをお願いします。

<休憩>

(藤田会長)

審議を再開いたしたいと思います。

それでは、事務局から配付していただきました答申書案を読み上げます。

青森県環境審議会に対する諮問事項について

答申

平成 22 年 8 月 27 日付け青自然第 2 8 1 号で諮問のあった下記事項については、審議の結果適当と認められるので、この旨答申します。

記

恐山鳥獣保護区恐山特別保護地区指定計画書（案）について

以上でございますが、よろしいでしょうか。

それでは答申したいと思います。

平成 22 年 8 月 27 日

青森県知事 三村申吾殿

青森県環境審議会会長 藤田均

青森県環境審議会に対する諮問事項について

答申

平成 22 年 8 月 27 日付け青自然第 2 8 1 号で諮問のあった下記事項については、審議の結果適当と認められるので、この旨答申します。

記

恐山鳥獣保護区恐山特別保護地区指定計画書（案）について

以上です。

(越前環境生活部次長)

どうもありがとうございました。

(藤田会長)

以上で諮問案件についての審議を終了します。

続きまして、次第にあります(2)の報告案件ですが、これは青森・岩手県境の不法投棄事案についてでございます。これは報告事項ということなのですが、事務局から御説明をお願いいたします。

(県境再生対策室 西谷総括主幹)

それでは、私、県境再生対策室の環境再生計画を担当しております西谷と申します。本日お配りしております資料の内容につきましては、スライドを用いて御説明をしたいと思います

いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、県境不法投棄廃棄物につきまして、これまでの廃棄物の推計の経緯について御説明をいたします。

県では平成 16 年 1 月に環境大臣の同意を得た実施計画を策定しておりますが、この実施計画におきましては高密度電気探査という調査を 9 測線、ボーリング調査を 15 孔及び廃棄物と土壌の分析結果等から不法投棄された廃棄物量を当初は 67.1 万 m³、単位体積重量は m³ 当たり 1 t という見積りで、当初は 67.1 万 t と推計をしてございました。

その後、平成 20 年 2 月に県の原状回復対策推進協議会という場におきまして、前年度、平成 19 年度の撤去実績を踏まえまして残存する廃棄物の単位体積重量につきましては 1.5 t に見直しをいたしました。その結果、廃棄物の全体量は当初の 67.1 万 t から 99.9 万 t ということで見直しをしてございます。

その後、撤去が進みまして昨年度末、平成 22 年 3 月末の撤去量は 53.6 万 t と、当初の見込みの過半に達したということと、これまで 3 回の地山確認、元々の地盤まで掘り進んだということで、地山が 15,000 m³ ほど確認され、そこで得られた知見などを踏まえまして再推計をした結果、現時点では廃棄物と汚染土壌の総量は 84.1 万 m³、重さにしまして 124.5 万 t と推計をされます。従いまして、現計画に対しましては 17 万 m³、重さにして 24.6 万 t の増加が見込まれるところでございます。

今回、増加する廃棄物の内訳ですが、字が小さくて恐縮ですけれども、当初の想定線よりも下に廃棄物があったということで、その内訳としては、後ほど図面や写真を御覧になっていただきますけれども、つぼ掘りと言われる形態で捨てられていたもの、またそれ以外のもので、当初の見込みよりも更に下にゴミがあったものがそれぞれつぼ掘りで 38%、それ以外で約 36% で、トータル 74% 程度のもので新たに見つかったと。その他、廃棄物交じりの覆土・盛土、これは不法投棄をした原因者が現場で施工した覆土とか盛土があるわけですけれども、当初それは土だろうと思っておりましたが、掘ってみたら中には廃棄物が混じっていた。それが約 20% あると。更に汚染土壌ですが、当初の計画では汚染土壌自体の存在は認識はしておりましたが、その範囲とか量を特定するまでには至っていませんでした。今回、汚染土壌の範囲等についても知見が得られましたので、新たに算定をした結果 1 万 m³ ほど増えるということで、トータル 17 万 m³ 増えるという計算になります。

これはその増える状況についてイメージ的に表した図でございまして、この緑の線が当初この中に廃棄物があるだろうという想定をした線でございます。掘り進んで行った結果、この赤いつぼ状に更に掘り下げてゴミが投棄されている、あるいは当初の想定した線よりも下にも更にゴミがあったというもの、あと覆土・盛土、土だろうと思っていたものの中にゴミが混じっていたもの。あと、四角で斜線のもは汚染土壌、これは土壌環境基準を超えた土も見つかったということでございます。この赤が既に確認された部分でございまして、現在まだ底まで掘っていないエリアがあります。そこは青ですけれども、その掘

っていないエリアでも同じようにこういうものが存在するだろうという予測の下に計算をした結果が先ほどの増量の 17 万 m³ということでございます。

これは平面図で示したのですが、ピンクで網掛けした部分と黄色の部分が既に地山が出てきたところでございます、この中に小さく赤く囲んでいるところ、ここがつぼ掘りというというものが見られた場所で、これまで 68 ヶ所程度見つかっておりまして、広いものでは広さが 100 m²、深いもので約 4 m という穴が見つっております。

それらを踏まえまして、課題が生じてまいります。増量に伴いまして、現行の特措法の期限、これは平成 24 年度までです。平成 24 年度まででは全量撤去が困難となるほか、廃棄物の撤去後に行う現場内の仮設道路、選別場、洗車場等の工作物の撤去、これも期間的にもうできないという課題が生じます。

そこで、撤去計画自体を見直す必要性が生じました。平成 24 年度、これは現行特措法の期限ですが、24 年度までの間は規定予算の範囲、これが 434 億円という額で認められておりますが、その予算の範囲内でまず可能な限り廃棄物を優先的に撤去することにします。残った廃棄物と汚染土壌並びに現場内の工作物の撤去については、25 年度以降に国に対して特措法の延長の要望とその枠組の中での財政支援を要望するというスタンスでございます。

現行の撤去の計画では、今年度、平成 22 年度は 22.3 万 t 撤去して、来年度も 22.3 万 t 撤去すれば最終年度の 24 年度は 1.7 万 t だけ撤去すれば撤去完了という予定でしたが、量が増えましたことに伴いまして 23 年度まで 22.3 万 t 撤去していきませんが、24 年度は現行の予算の範囲内で可能な限り撤去をすると 13.7 万 t まで撤去できると。どうしても予算が枯渇して撤去できない量、それが 12.6 万 t 生じます。これについては平成 25 年度で撤去をすべく、国に対しては財政支援を要望していくということでございます。

トータルの事業費としましては 496 億円、現行 434 億円から 62 億円増える。約 500 億円の事業規模になります。ここに暫定と書いておりますが、これは現時点での推計に基づく試算でございます、廃棄物の撤去後も現場内から水が染み出してきます。その水を処理する必要がありますので、それをどの程度の期間処理をすればいいのかということがまだ現時点では分からない。それにつきましては原状回復対策推進協議会の中で水処理の停止条件等について議論をしていくことにしておりますが、当面、延長の期間を 5 年間と見込んだ場合の事業費ということで暫定ということでございます。

そして、それを踏まえましての県としての対応方針ですが、「廃棄物等は全量撤去を基本とする」という原状回復方針に基づきまして、引き続き安全かつ着実に、不法投棄された産業廃棄物による支障の除去に取り組み、増加する事業費につきましては、国に対して特措法の期間延長と、その枠組の中での財政支援を要望していくということでございます。

それでは次に地山の確認状況について、写真を供覧したいと思います。

これが現場の粘土層ですけれども、元々の地山の地盤でございます。それをこのようにつぼ状に重機で掘り込んで、ここにゴミを投棄して土をかけてということを繰り返してい

たものと思われます。

これもつぼ掘りの状態で、このように深いつぼ状のものを掘っては埋めて土をかけ、また隣に移って掘ってはゴミを捨て土をかけということを繰り返していたと推定されます。

これは敷地境界ですが、ここの現場は沢地形になっておりまして、ここの境界の牧草地からなだらかな傾斜、元々はそういう傾斜になっていたのですが、その傾斜なりにゴミが投棄され、上にゴミがあるだろうと思っておりましたが、掘ってみると傾斜を更に直角に下に掘り込んでゴミを投棄していたということが分かりました。

これも同様に、この境界から下、沢に向かってなだらかな斜面であると想定したものが、このように下に掘り込んで投棄をしていたということが分かりました。

更に、覆土・盛土につきましても、土だろうと思っていたものの中にもこういうふうにごみが混じっていて、なかなか分離ができない。

これも同様ですが、土の中にゴミが混じっている。

これも同様です。

これは現場の地山を確認した結果のつぼ掘りが点在している状況で、ちょっと見難いですが、遺跡の発掘現場のようにこういうつぼ、これは原因者が穴を掘っては埋め、掘っては埋めということを順繰りに繰り返していったものと想定されます。

これも同様です。現場全体に穴を掘って埋めていったものと思われます。

これも同様に、つぼ掘りという穴が多数確認されている状況です。

これは一番最近、公開の下に行った地山確認の現場でございますが、このように、こちらはまだ廃棄物があります、こちらの方に今、どんどん掘り進めていっていますけれども、見えているところにはこういうふうな深いつぼが多く確認されたということです。

これも同じ現場で、つぼがあるということで、掘ってみて初めてこういう投棄形態の存在が分かってきたと。これらを踏まえて推計した結果、量が増えるということが分かってきたということでございまして、この件について8月3日に知事から記者会見で公表をしたところでございます。

私からの報告は以上でございます。

(藤田会長)

これは報告事項ですから審議ということではないのですが、今の事務局からの説明に対しまして御質問等がありましたら、そこだけは受けたいと思っております。

これはいずれ審議するのでしょうか、ここの場で。それとも、もうこれで終わりということになりますか。

(県境再生対策室 山田環境再生調整監)

これから特措法の延長について国に要望していきますけれども、特措法が延長されますと、計画の変更ということが必要になってきますので、計画の変更の際には環境審議会の

答申を得るということになります。

まずは、特措法の延長があるかどうか、そこがまず第一歩です。

(藤田会長)

特措法の延長を環境省に願い出る時は、この審議会はいいんですね。

(県境再生対策室 山田環境再生調整監)

はい。そのようになります。

(藤田会長)

もう1つ伺いたいのですが、岩手県の二戸側も同じような問題が出ているのでしょうか。

(県境再生対策室 山田環境再生調整監)

岩手県側は当初から山の上の方、頂上でしたので、当初から穴を掘っては埋めているということが分かっていました。青森県側は谷地形ということで、谷地形をそのまま活かして谷にどんどんゴミを埋めていっていただろうと想定していたのですが、先ほど見たように、元々の地山、そこに穴を掘っていたということで、岩手県と青森県では投棄形態が違ってきます。

(藤田会長)

はい、何か御質問ありますでしょうか。

はい、どうぞ、安宅委員、お願いします。

(安宅委員)

安宅です。県境の産廃の関係は、私が岩手県に単身赴任していた時からずっと関心をもって見ていたところなんです、つぼ掘りの件はこのところになって出てきたということで、ちょっと県側、甘いんじゃないかと私は考えております。

あの業者のやり方は、当然、こういうことをやっているというのは私自身は想定できていました。なので、そういうところから見ると、さっき図面が出ていたまだ掘り込んでいない、地山までいっていないところがどの程度この17万 m^3 のところに入れてあるのか。掘ってみたら、また数が多くやられたよというのはね、私は想定できるんですね。あの業者ですね、私も付き合ったと言ったらおかしいんですが、あそこにはうちの廃棄物が入っていないのですが、そういう付き合った中からすると、ああいうことは当然やるなということで私は見ていましたので、いや、それ以上広がらなければいいなと思ったら途端に出てきたということになると、その辺、どの程度17万 m^3 の中に想定したのか。地山までいったところは入っていますよというのですが、図面の青くなったところ、あの辺はどの程度入っ

ているのかということをお教えください。

(県境再生対策室 山田環境再生調整監)

これまで地山が出たのは大体2割弱です。残りまだ地山が出ていない部分が8割ちょっとありますが、これまで地山が出てきた部分での面積や深さ、つぼ掘りがこれから出てくる地山でも大体これまで出てきた割合で出てくるだろうという推計ですので、現段階での推計ということで、やはりこの現場は、無責任な言い方になるかもしれませんが、掘って見ないと、掘って地山が出てこないと分からないというのが正直な話です。いくらボーリングを行っても、なかなかそこまでは。ボーリングを何百本も打てば別ですけども、そこまではできないということで現段階での推計ということです。

(藤田会長)

今の御説明ですと、現在出ているのが2割ということは、17万 m^3 の2割が見えていて、後の13万 m^3 ぐらいが隠れているという想定だという理解でよろしいですか。

(県境再生対策室 山田環境再生調整監)

大まかに言いますとそういうことになりますけれども、もう少し説明しますと、つぼ掘りと言いますか、穴を掘る場所ですけれども、これもある程度平坦な場所、それから斜面の緩やかな場所でなければなかなかあのような穴を掘れませんので。谷に向かっていく急斜面とか、そういうところにはあまり無いだろうという推定はしています。その推定どおりにいけばということで、単純に言いますと、割合でアロケーションと言いますか、そういう形でやっています。

(藤田会長)

はい、他に何か、先ほどの説明について御質問があればどうぞ。

はい、どうぞ、お願いします、山下委員。

(山下委員)

質問をしていいということなので。

今回のことで、手口としてはどういうことが見えてきたのでしょうか。つまり、逆に言うと、掘り進んでいって全部解明していった時に、先ほど、発掘現場だという言い方をされましたけれども、そこからやはりどういう形で、どういう手口でこういうことが起こって、そしてどの時点で本来発見されるべきがここまでに至ったのかということについての調査が当然併行して進んでいるのだと思いますが、そのあたりと今回のこの話とはどういうふうに結びつくのか。二度とあってはならないことだと思うんですけども、そのことのためにも、ただ原状復旧だけではないと思いますので、そのあたりの見通しも併せて教

えていただければと思います。

(県境再生対策室 山田環境再生調整監)

御質問に対するお答えになるかどうかですが、こういうつぼ掘りの形態で埋められていたということは、先ほども言いましたけれども、当初では想定できなかった、岩手県側とはまた別の地形の違いもありますので、掘ってみて分かったということです。

これからの話になりますが、現場の廃棄物を撤去後には、計画としては森林を形成していくということになっておりますけれども、撤去が終わり次第そういう形になっていきますが。

御質問の趣旨はそういうことではなかったかと。

(山下委員)

最初から悪質な手口としてこういうことをやっていたのか、つぼ掘りをやっているとすると、当初はすごく小さくやって、最終的にばれないので大きくなったというふうな経緯が見れるのか。そのあたりの手口というか、これはどうしてこういう形になってしまったのかということや、どの段階で可能であれば発覚して、ここまで至らないで済むことができたのかということが今後の知見として必要になってくると思うんですけども。

そのあたりが、要するに、ここを掘ってみて見えてきたことということで、どうなのか。もし、そういうことが見えてないのであれば、ただ単に財政支援を要請していくということだけでなく、やはりもう一度手口を含めた調査というのは当然必要になってくると思うので、そのあたりはどうなのでしょう。

(県境再生対策室 山田環境再生調整監)

業者の当初の手口という話になりますと、事件の発覚当時、ある程度当時の従業員等から聞いた話の中では、岩手県側は結構穴を掘っていましたが、青森県側はそういうことは無かったと聞いておりました。最近、当時の関係者に聞いた話でも、青森県側にはそんなに穴は掘っていなかったという話でしたので、手口としていつからそういうふうになりましたのかとか、その辺のところは今となっては分からない状況です。

いつの段階で分かるべきだったのかということにつきましても、やはり、繰り返しのようになりますけれども、掘ってみてしか分からない、掘ってみたら分かったという。発覚当時の従業員の話の中でも、岩手県ほどというか、穴を掘っては埋めていないという話がありましたので。

(藤田会長)

いろいろあろうかと思いますが、報告事項ですから、その程度で止めたいと思います。不法投棄なので、きちっと申請をしたわけでもないし、全部違反でやっています。だから、

図面等もないということですから、こういったことも起こるのではないかというふうに考えますが。

それでは、以上で報告案件を終えまして、3番目のその他ですけれども、何かあればお受けいたします。

針生さん。

(針生委員)

日本野鳥の会あおもりの針生でございます。

本日、諮問されました鳥獣保護区特別保護地区も含めまして、鳥獣保護区等の設定時ににおける生息調査につきまして、本年度及び23年度の分につきましても予算の措置をされたことにつきまして感謝の意を鳥獣に成り代わり厚く御礼いたしたいと思っております。これからもまたよろしく願いいたします。ありがとうございました。

(藤田会長)

要は、鳥獣保護区を期間延長とかする場合、どんな鳥がいるのかということの現状把握がとても大切です。それにつきまして、県から日本野鳥の会に調査の委託があったということへのお礼だと思います。

他に何かあれば。はい、どうぞ。

(長尾委員)

今日の案件と全然関係ないんですけども。

最近、オオハングンソウの花ですけれどもね、道端、線路の脇などでいっぱい咲いていますが、2～3年前でしたっけ、十和田湖の方でボランティアで刈り取りをしたというのを聞いたことがあるんです。あれをもしも別の形でボランティアをして取りたいという時は、自然保護課かどこかにお願いとか報告をしなければいけないものかどうか、お聞きしたくて。

お願いします。

(藤田会長)

自然公園法に関わるので、十和田湖の場合は報告というか許可とか、あれは多分環境省がやっていますのでいらないんですけどもね。その他につきましては、いらないとは思いますが。

自然保護課長さん、いかがですか。

(岡田自然保護課長)

概ねそういうことかと思えます。国が、県がということはないんですけども、今、会

長さんがおっしゃられた十和田については環境省所管の部分でございます。私どもで申し上げますと、県立自然公園、ここについては、今日の東奥日報にも出ていましたが、種差で外来植物の駆除だとかを大人がやっているんだけれども、それを子ども達が取材したというのが出ていました。基本的に外来植物の駆除については、基本的にはよろしいと思います。ただ、その際に、元々土着のものを傷つけるような行為に及んでしまうことがありますので、十分御留意いただきながらということになると思います。

(藤田会長)

要は、勝手にやって結構ですよ。

(岡田自然保護課長)

もし、何かありましたら私どもに御相談とかをいただければありがたいと思います。

(針生委員)

あと、アメリカオニアザミもものすごい繁殖力があります。ビロードモウズイカもJR八戸駅構内に繁殖していたのを見ていましたけれども、去年あたりから青森までも駅構内やセントラルパークにいっぱい生えていますので、電車で運ばれて来たのかなあと考えています。関連して以上です。

(藤田会長)

よろしく願いいたします。

他に何かございますでしょうか。

それでは御質問も無いようなので、本日はこれもちまして終了したいと思います。御協力、ありがとうございました。

(司会)

藤田会長はじめ委員の皆様、長時間にわたりありがとうございました。

閉会に当たりまして、環境生活部越前次長より御挨拶申し上げます。

(越前環境生活部次長)

本日は、委員の皆様には御多忙の中御出席を賜り、また御審議いただきまして、誠にありがとうございます。

お陰をもちまして、諮問案件について無事答申をいただくことができました。厚く御礼申し上げます。

本日の審議会、平成20年から2年間、皆様の現任期の中では最後の会議ということでございました。毎回、私どもからの諮問につきまして真剣な御検討をいただきまして、本当

に感謝申し上げたいと思います。とりわけ、現任期をもって退任される委員の方々におかれましては、多年にわたる御協力に心から感謝申し上げますとともに、これからも本県の環境をより良いものとするため御協力賜りますようお願い申し上げまして、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

(司会)

以上をもちまして、第 11 回青森県環境審議会を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。